

国際日本文化研究センター外部評価委員会規則

平成 26 年 11 月 6 日 制 定
令和元(2019)年 10 月 17 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の運営に資するために置かれる国際日本文化研究センター外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、センターの中期目標期間の事業について、第三者の立場から評価し、センターの研究水準の向上および組織の活性化に資する提言を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、所長が委嘱するセンター外有識者 5 名以内の委員をもって組織する。

2 委員との調整を行うため、所内に担当教員をおき、国際日本文化研究センター評価委員会委員長（以下「評価委員長」という。）をもってあてる。

3 委員会には、次の各号に掲げる者は出席するものとする。

- (1) 所長
- (2) 各副所長
- (3) 各研究調整主幹
- (4) 情報管理施設長
- (5) 評価委員長
- (6) 管理部長
- (7) 総務課長
- (8) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 1 項に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 前項の委員長は委員の互選により、副委員長は議長の指名により選出する。

3 委員長は委員会の会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

5 委員長は、所長の要請に応じ委員会を招集する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

1 この規則は、平成26年11月6日から施行する。

2 この規則の施行日以降最初の委員に係る任期は第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元(2019)年10月17日から施行する。